

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第46号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年1月17日 08時00分ごろ	
発生場所	広島県尾道市因島沖の弓削瀬戸 百貫島灯台から真方位261° 3.1海里付近 (概位 北緯34° 17.5′ 東経133° 12.8′)	
事故等調査の経過	平成21年1月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）のほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 ^{えいこう} 栄興丸、198トン 134863、個人所有</p> <p>B 漁船 さかえ丸、4.4トン HS3-35606（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 一等航海士、五級海技士（航海）</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷船首部に擦過痕</p> <p>B バルバスバウを圧壊</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長ほか2人が乗り組み、弓削瀬戸を約210°の針路、約10ノット(kn)の速力で航行中、また、B船は、船長が1人で乗り組み、弓削瀬戸を約039°の針路、約10knの速力で航行中、航海士Aは、B船との距離が約100mに接近したところ、注意喚起信号を吹鳴しようとしたが吹鳴できず、約50mとなったところ、左舵10°～15°、続いてフルアスタンとしたが、ほぼ原速力のまま、平成21年1月17日08時00分ごろ、A船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。船長Bは、A船との距離が約500mとなったところ、急に尿意を催し、操舵場所を離れて操舵を行っていなかったため、徐々に右転してA船の方に向いていることに気付かず、ほぼ原速力のまま、前記のとおりA船と衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約1m/s、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、潮流 弱い北流</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>航海士Aは、右舷対右舷で無難に航過する態勢のB船が少しずつ右転してA船に向かってくることから、B船との距離が約100mとなったとき、汽笛を吹鳴しようとしたが、汽笛のメインスイッチが入っていないため、汽笛を吹鳴できなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、右舷対右舷で無難に航過する態勢で</p>

	<p>あると判断していたところ、A船との距離が約500mとなったところ、急に尿意を催し、操舵場所を離れて操舵を行っていなかったため、B船が徐々に右転してA船に向け、航行していることに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、弓削瀬戸において、A船が南南西進中、B船が北東進中、A船がB船と接近したところ、航海士Aが汽笛を吹鳴しようとしたが、吹鳴できずに航行し、また、B船がA船と接近したところ、船長Bが操舵場所を離れて操舵を行わないで航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>